

下水道総合浸水対策緊急事業

地下街や一定規模の浸水実績があるなど浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、計画期間5年間以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」（計画策定期間は平成18年度より3年間以内）を策定し、下水道による浸水対策を緊急かつ重点的に推進するもの。通常の補助対象に加え、下記の項目が補助対象として追加されている。

- 地下空間利用が高度に発達しており、浸水のおそれのある地区
- 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
 - ロ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
- 床上浸水被害が発生し未解消となっている地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生した地区
 - ロ 高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する場合は、過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が25戸以上で、当該施設が浸水し、未解消となっている地区
- 政令市にあつては、下水排除面積1ha以上の貯留・排水施設、一般市にあつては0.5ha以上、町村にあつては0.25ha以上、過疎にあつては0.1ha以上の貯留・排水施設
- (1)と同等の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- 経済的な既設管渠のネットワーク化施設
- 防水ゲート又は止水板（不特定多数が利用する地下空間に係るものであつて、地方公共団体が当該地下空間の管理者に助成する場合に限る。）
- 道路事業、公園事業等との連携により経済的な整備を行う下記の施設
 - ・ イ 公園の池や溜め池等又は公園や学校の地下空間等を活用した雨水貯留施設であつて、政令市及び一般市にあつては、下水排除面積0.5ha以上、町村にあつては0.25ha以上、過疎にあつては0.1ha以上であるもの
 - ロ イに係る集水・排水施設等関連施設（低層濁水を近傍の汚水管渠に送るための接続施設を含む）
- ・ 補助対象となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装